Ⅶ 利用者の死後、生前に発生した支払いなどが行えるように

福祉サービス利用援助契約特約書の解説

1 死後の事務についての特約

利用者の死後、実施機関においては生前に発生した支払い等の死後の事務を行わざるを得ないことがあり、支払いをできないとすることは現実的ではありません。

そこで支払いを行う身寄りがない場合に、利用者と死後の事務について「特約」を定め、利用者の生前に発生した費用の支払いを行うようにしておくこともやむを得ません。

そこで、実施機関が関係機関との関係を損なわないように事業が遂行できることを目的に、実施機関と利用者との間で生前に特約を結び、利用者の生前に発生した費用の支払を行う方法を導入することとしました。

ただし、最低限の死後の事務を行わざるを得ない場合に備えたものであるため、特約によってできる事務については、次の項目に限定します。

2 特約によってできる死後の事務

利用者と実施機関との間で、**福祉サービス利用援助契約特約書（様式第 13－1 号）**により特約を締結し、以下の死後の事務を行うことができます。

1 日常生活自立支援事業で支援してきた福祉サービス利用料の支払いや医療費、入院費、家賃、公共料金など日常的金銭管理サービスに係る支払い

2 次の業務は推定相続人が明らかでなく、その業務が必要な場合に行うことができます。

(1)相続人確認に係る調査及びその支払い

(2)相続財産管理人の選任手続き及びその支払い

なお、2 の(1)(2)の事務に必要な費用には、弁護士費用や事務費等、手続きに必要な費用も含まれます。

ただし、特約に葬儀や遺言書の検認にかかる費用及び貸金庫の利用料などの新たな項目を追加し、事務対応を行うことはできません。

3 特約締結の際の留意点

(1)本事業の契約締結後、利用者と特約を結ぶ際に、利用者の判断能力に疑義があれば、大阪府社会福祉協議会へ協議してください。旧の福祉サービス利用援助契約書（第 4 条の 3、第 13 条の 2①②の記載がないもの）の場合は、利用者との間で**福祉サービス利用援助契約変更契約書（様式第 9-3 号）**を用いて、本事業契約の変更契約を行ったうえで特約を結びます。

また、特約に必要な費用は利用者の判断能力が確認できる間に前納を受けます。

(2)特約を締結する利用者が生活保護を受給している場合、特約で預けた金銭が預貯金とみなされ保護の休止や廃止になる恐れはないと思われますが、金銭を預かる場合は使用目的を生活保護ケースワーカーに説明し、預かり可能な金額を確認しておく必要があります。詳細は**特約に関するＱ＆Ａ（ｐ115）**を参照してください。

4 利用者との特約に必要な事務

(1)利用者と特約を締結した場合は、**福祉サービス利用援助契約特約書（様式第 13－1 号）**の写しを大阪府社会福祉協議会へ送付します。

(2)死後の事務に必要な経費については特約書に基づき、利用者の生前に実施機関へ前納します。これは、金融機関では原則どおり相続人や遺言執行者、相続財産管理人等、法律によって利用者の財産を処分、管理できる権限のある者に対してのみ払戻しを認めることが多く、利用者と実施機関との委任特約がある場合であっても、利用者の死後に利用者の財産から払戻しを受けることは困難な場合が想定されるためです。

なお、生活保護受給者など所得の低い利用者から必要額を一度に預かることが困難な場合は、一定の預金が確保された段階でその都度、**福祉サービス利用援助契約特約書の前納金加算について（様式第 13－2 号）**により、複数回にわけて前納金を預かることが可能です。

追加で前納金の加算を受けた場合は、**福祉サービス利用援助契約特約書の前納金加算について（様式第 13－2 号）**の写しをその都度大阪府社会福祉協議会へ送付します。

(3)利用者の死後、支払い手続きが終了した時点で、大阪府社会福祉協議会へ報告します。詳細については、後述**Ⅳ(5)「大阪府社会福祉協議会への報告」**(p109)を参照してください。

なお、前納金の取扱い等については、**第 4 章Ⅳ7「特約にかかる現金の取り扱いについて」**(p85～)**を、**預かり金の算出方法等については**特約に関するＱ＆Ａ**（ｐ115）を参照してください。

Ⅷ 未成年者との契約について

(1)民法上における未成年者の法律行為について

未成年者の場合、契約その他の法律行為は原則として、法定代理人（親権者、それがいないときは未成年後見人）が未成年者にかわってするか（民法 824 条)、未成年者が自分でする場合には法定代理人の同意を必要とし、同意を得ないでした法律行為は取り消すことができます（同法 5 条)。ただし、未成年者が婚姻すると成年に達したものとみなされるため（同法 753 条)、法定代理人もなくなります。

(2)日常生活自立支援事業における未成年者との契約について

本事業の利用希望者が未成年者であり、事情により法定代理人との契約が困難な場合、未成年者と実施機関が直接契約を行うことも可能です。ただし、法定代理人の同意を得ないでした契約は取り消すことができるため、原則的には法定代理人から同意を得ておくことが必要です。同意を得たことを明らかにしておくため、契約書に連記署名を求めることが望ましいでしょう。